

1月13日(日)放送予定の「TOKYO応援宣言」で美郷町が紹介されます!

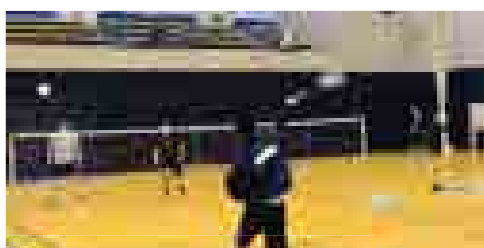
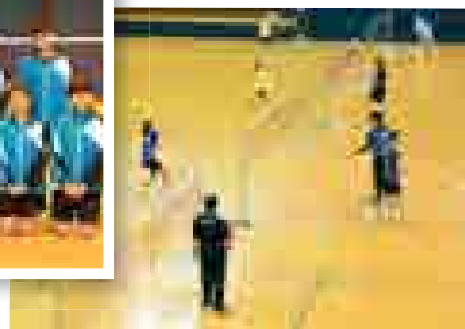
12月12日、テレビ朝日系列で毎週日曜日の朝に放送されているテレビ番組「TOKYO応援宣言(サンデーLIVE!!内)」の取材のため、松岡修造さんが来町されました。当日は美郷町総合体育館リリオスを会場に、町長へのインタビューや美郷町バドミントンスポーツ少年団への取材が行われました。



ナガマツペア&ヨネタナペアも来町

北都銀行バドミントン部が美郷町で合宿

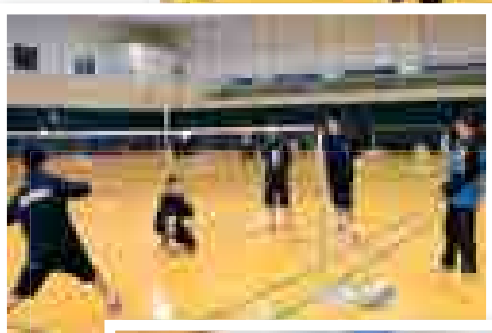
11月21日から24日にかけて、北都銀行バドミントン部が美郷総合体育館リリオスと美郷町宿泊交流館ワクアスで合宿を行いました。この合宿には、世界ランキング3位のナガマツペア(永原和可那選手・松本麻佑選手)と世界ランキング6位のヨネタナペア(米元小春選手・田中志穂選手)も参加し、後日東京都で開催された「第72回全日本総合バドミントン選手権大会」に向けた練習が行われました。
※世界ランキングはいずれも合宿当時のものです。



世界のレベルを肌で感じる

北都銀行バドミントン部によるバドミントンクリニック

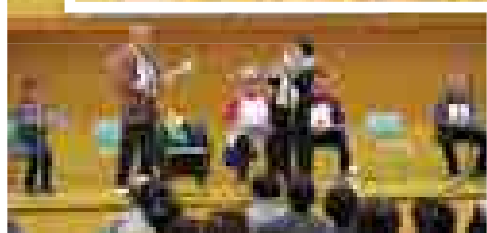
11月21日、北都銀行バドミントン部によるバドミントンクリニックが行われ、美郷中学校バドミントン部の1、2年生51人が参加しました。クリニックでは、オリンピックへの出場経験もある佐々木翔監督や今年度新加入した岡未涼選手など4人が講師を務め、技術的な指導のほか、練習に取り組む姿勢についてもアドバイスをしました。また、佐々木監督と試合形式で練習が行われる場面もあり、対戦した生徒たちからは「全力でスマッシュを打っても対応され、本当にすごいと思った」「感じたこと、教わったことを自分たちの練習にも取り入れていきたい」といった感想が聞かれました。



平成30年度 第4回 美郷いきいき大学

男女共同参画出前講座を開催

11月27日、美郷町住民活動センターを会場に「男女共同参画出前講座」が開催されました。この講座は、男女がお互いを認め合い、分かち合い、支え合う男女共同参画社会への理解を深めてもらうと、美郷町男女共同参画住民懇話会が毎年行っています。講座では、今年度の美郷町男女共同参画川柳の最優秀作品「家事をする 父の姿は 半端ねえ!」をテーマとした朗読劇が披露され、ことしのスポーツの話題を取り入れながら、家族がお互いに助け合い、協力して暮らしていくことの大切さが伝えられました。美郷町男女共同参画住民懇話会委員の皆さんのいきいきとしたユーモア溢れる演技に、会場からはたびたび笑いが起こっていました。



タイ王国との交流

11月28日に開催されたタイ食文化講座では、「ポークカレー炒め」と「トートマンクン」を作りました。2品には「コブミカンの葉」が使用されていて、タイ料理の特徴でもある独特な香りを楽しむことができます。



「香りを楽しむことができるタイ料理を紹介するよ！」

ポークカレー炒め

豚肉とパプリカやインゲンなどの野菜を、レッドカレーペースト、コブミカンの葉、ココナッツシュガーなどと一緒に炒めた料理です。レッドカレーペーストを使用しているため、「辛い料理」と思われがちですが、見た目以上に辛さを感じることはありません。ほどよい辛さと香りが食欲をそそります。



トートマンクン

エビのすり身に、細かく切ったインゲンやコブミカンの葉を混ぜて揚げた料理で、日本の「さつま揚げ」に似ています。エビの風味とふわふわの食感がおいしい一品です。写真中央に添えられているのは、キュウリとタマネギで作ったオリジナルのピクルスです。トートマンクンとの相性がよく、さっぱりとした味付けになります。



税 務 課

申告はお済みですか？

償却資産(固定資産税)の申告は1月31日(木)まで

平成31年1月1日現在で美郷町内に償却資産を所有している方(所有者が判明しない資産については使用している方)は、平成31年度償却資産として申告する必要があります。

平成30年度に申告された方と課税された方には申告書を送付していますが、送付されていない方でも償却資産を所有している場合は申告をしてください。

マイナンバー法の施行に伴い、償却資産申告書にマイナンバーの記載欄が設けられましたので、マイナンバーを所定の記載欄に記入してください。なお、申告書の提出時には、本人確認資料(運転免許証等)をご持参ください。

申請期限●1月31日(木)

申告用紙配布・申請場所●町税務課、六郷・仙南の各出張所

Q1. 償却資産ってなんですか？

A1. 償却資産とは、農業や工業、商業などを営んでいる方が、その事業のために用いることができる土地、家屋以外の事業用資産(構造物・機械・器具・備品等)です。ただし、次のものは償却資産(固定資産税)に含みません。

- ①耐用年数が1年未満の資産
- ②取得価格が10万円未満の少額償却資産
- ③取得価格が20万円未満の一括償却資産
- ④自動車税や軽自動車税の課税対象となるもの

Q2. 使っていない資産も申告の対象となりますか？

A2. まだ使用していない、または現在使用していても稼働可能な資産は申告の対象となります。簿外資産、償却済資産(減価償却の終わった資産)も事業に使用できる状態で所有していれば申告の対象となります。

Q3. 償却資産が少ないのですが申告が必要ですか？

A3. 償却資産の所有者は法令により申告する義務がありません。資産の多少にかかわらず申告しなければなりません。

固定資産税の非課税申告について

美郷町で固定資産税の非課税適用を新しく受けようとする場合には、固定資産税の非課税適用申告書に必要書類を添えて提出してください。

また、すでに固定資産税の非課税適用を受けていたものが、非課税の規定に該当しなくなった場合は、固定資産税非課税規定適用除外申告書の提出をお願いします。

提出期限●1月31日(木)

■非課税の対象となる主な固定資産

①宗教法人関係

宗教法人がその本来の用に供する境内建物および境内地

②社会福祉事業関係

政令で定められた社会福祉事業の用に供する固定資産
※固定資産とは、「土地、家屋、償却資産」のことです。

※固定資産によって賃料等を得ているものは、いかなる理由でも非課税の対象となりません。

問 町税務課 固定生産税班 ☎0187(84)4902